

那覇みらい支援学校 高等部 生徒指導基本方針

はじめに

本校は、「児童生徒一人一人の人権を尊重し、個々の障害の状態と心身の発達段階に応じた教育を行うとともに、豊かな人間性や社会性を育み、健やかで自立し、社会に参加・貢献できる児童生徒を育成する。」ことを教育目標として掲げている。

生徒が自立し、社会参加をしていくためには、他人を意識したコミュニケーションや社会のルールを守ることはとても重要な事項であり、これらのことを身につけるためには日頃からの継続した指導が必要である。

生徒指導は、学校と家庭が共通の認識を持ち、同じ姿勢で臨むことによってよりよい成果が得られると考えており、家庭との連携は大変重要なことである。また、学校・家庭のみならず、地域や関係機関との連携を密にすることで、重要案件への対応もスムーズになると考える。

本方針に関しては、生徒指導の基本的な方向性を示すものであり、実際の指導に際しては、生徒の実態を考慮した上で個に応じた指導を行う。

1 指導に関する基本方針

- (1) 生徒個々の実態(行動面、情緒面)を踏まえた対応や方針等、担任や保護者から収集した情報を学部全体で共通確認した上で、それぞれの生徒に適した指導体制を組む。
- (2) 問題行動の未然防止を図るため、GW や夏休み等の長期休業期間前には学部全体及び生徒を抽出した形で生活指導を行う。
- (3) 校則や法律違反、暴力・いじめ、その他、問題行動発生時に、全職員が共通理解を持って、早期の情報収集および事態の対応ができる指導体制を組む。

2 校則(生徒のルール)

(1) 登校・下校・帰宅について

- ① 午前8時40分登校、8時45分までに教室に入ること。また、下校後は午後6時までに帰宅すること。(特別な理由のある場合はその限りではない)
- ② 授業終了後は、生徒会活動など課外活動をせざるを得ない場合を除き、速やかに帰宅をすること。
- ③ 登下校時は寄り道や買い食い等をしないこと。
- ④ バスによる登下校については、できるだけ運転ICカード(OKIKA)を使用すること。

(2) 標準服・身だしなみ

① 標準服について

ア 儀式時は標準服(シャツ)を着用する。寒い時はマルチウェアを着用する。

(ただし、3年生は3月まで在籍していた学校の制服着用OK)

イ 標準服は上着のみを指定。下は、ズボンやスカート、素材等自由に選んで着用する。

ウ 衣替えは特に定めない。その日の体調や気候に合わせて、各自で着るものを選ぶこと。

② 普段の登校について

ア 普段の登校は自由服とする。私服、標準服どちらでもよい。また、3年生は前在籍校の制服を着ても良い。体調や気温に合わせて選択すること。

③ 身だしなみ

ア 洗顔や歯磨き、入浴、爪の長さなど、身体の清潔につとめること。

イ 清潔感のある髪型にする。パーマや染髪は禁止する。眉は整える程度にする。

ウ 学校における装飾品(ピアス、ネックレス、他)の着用や化粧はしないこと。

エ ピアスの穴開けや刺青・タトゥー等の体に傷をつける行為は禁止する。

④ 指導方法

身だしなみの指導は「社会に出る」ことを意識し、全職員が「社会人の先輩」として共通認識の下、指導を行っていく。

(3) 持ち物

持ち物に関しては、保護者の責任の下で持たせること。持ち物の管理については先生に預ける等、確認すること。それ以外の紛失に関しては、全て保護者の責任とする。

【持ち込み禁止物：学校での学習と関係ない物は原則として持ち込みを禁止する。】

- ① 菓子類(但し、お土産などは例外とする)
- ② マンガ、雑誌
- ③ CD、DVD(授業目的で許可が必要)
- ④ オーディオプレーヤー、ゲーム機
- ⑤ 高額な金銭(校納金等、必要な場合は除く)
- ⑥ その他、学校に必要なもの

※ 持ってきてしまった場合は、すぐに担任や生徒指導部の先生等に預ける。

(4) 携帯電話、スマートフォン（以下スマホ）について

昨今では子供の携帯電話（スマホを含む）の所持率が増えていることや、文部科学省より学校における携帯電話の取扱いに関する基本事項が示されたことを受け、本校においては、学校への持ち込みを希望する場合、下記条件に同意の上、申請書を提出し、学校長が申請を受けて認められた場合に持ち込みを許可する。

【携帯電話の持ち込み申請書記載の条件】

- ① 保護者との連絡、安全上の理由等でどうしても必要な状況の場合や、学習等で必要な時のみ使用します。それ以外の使用は一切しません。
- ② 登校の際、8：40から使用を止めて責任を持って保管し、下校時まで使用しません。
※ スマートウォッチを使用する場合も同様にその時間の間は「機内モード」にする等、ネットワーク通信やゲーム等の機能を使用しません。
※ スマホの保管が不安で、預かりを希望する方は、担任の先生へご相談ください。
- ③ 保護者からの電話連絡等は、学校の電話へお願いします。
- ④ 生徒が緊急等で使用する必要が生じたときは、教師立ち合いの下で使用します。
- ⑤ 携帯電話、メール、付属カメラ等で他人に迷惑をかけることはしません。
- ⑥ 携帯電話の盗難や紛失、破損等については、全て保護者の責任の範囲内とします。
- ⑦ スマホ使用についてのセキュリティーや情報モラルに関する指導を含めて、保護者責任の下で適正に管理する。
- ⑧ 上記①～⑦の約束事を守れなかった場合は、学校の指導を真摯に受け止めることとし、その後も行動を改めることができなかった場合は、登校時から下校前までの預かり、または持ち込み許可を取り消すことを承知します。
- ⑨ 本申請書による持参期間は本校卒業までとします。

(5) 交友、交際について

交友および交際については以下のルールを守り、お互いを助け合い、励みとなる関係となるように指導を行う。

- ① 交友および交際はオープンに行い、秘密にしない。(コソコソしない)
- ② 高額なプレゼントや高い費用のかかるデートはしない。
- ③ 金銭の授受や貸し借りなどを行わない。
- ④ 相手のプライベートゾーンに触れるなど、過度の身体接触を含めた性的行為を禁止する。(沖縄県青少年保護育成条例による)
- ⑤ 友達と遊び(会い)に行く場合は、必ずお互いの保護者と「いつ」「どこで」「何をして遊ぶ」「帰宅時間」を確認し、保護者の許可をもらう。
- ⑥ 休日でも、学校で決められている交友と交際のルールを守ること(本校生徒としての意識を持つ)。

(6) 法令の遵守

校内のみならず社会においてもさまざまなルールによって規律や秩序が保たれていることや、未成年者の健全育成が図られていることを理解するために、様々な機会を捉えて教える必要がある。また、社会において「無条件の自由」はないことも随時教えていく必要がある。

① 沖縄県青少年保護育成条例

- ア 深夜徘徊の禁止
- イ 性行為(わいせつ行為、みだらな行為)の禁止
- ウ スマホのフィルタリング設定 など

② 未成年者飲酒禁止法

③ 未成年者喫煙禁止法

④ 薬物等の不健全な使用の禁止(覚せい剤取締法など)

⑤ 無免許運転の禁止(道路交通法など)

⑥ 暴力、恐喝・恫喝行為の禁止(刑法など)

⑦ いじめの禁止(いじめ防止対策推進法など) ※インターネットによるものも含む。

⑧ その他、必要な法令、条例、通知

(7) アルバイトについて

沖縄県教育委員会では高校生のアルバイトを「原則禁止」としている。学業の最優先のため本校においてもアルバイトは「原則禁止」であるが、家庭の事情等やむを得ない場合には学校の許可を得たうえで認めることもある。希望する場合は下記注意事項に同意の上、申請書を提出し、学校長が申請を受けて認められた場合に許可する。

【アルバイトに従事するにあたっての注意事項】

① 学業に支障をきたさない(アルバイトを理由に欠席、遅刻、早退はしない)。

② アルバイトより学校を優先する。

(授業、休日の学校行事にはアルバイトを理由に欠席等しない)

③ アルバイトで得た収入は保護者と確認の上、有効な使い方をを行う。

④ 各種法令(労働基準法、沖縄県青少年育成保護条例など)を順守し、年少者の適切なアルバイトを行う。具体的には下記の事項のことなどをいう。

▶ アルコール類を扱う業務、危険を伴う業務には従事しない。

▶ 労働時間は午後9時までとし、午後10時までに帰宅する。

⑤ アルバイト(出勤、退勤時も含)に起こった事故等については、すべて保護者の責任で対処する。

⑥ その他アルバイトに関するすべてのことについて、保護者の責任の下、従事する。

※ アルバイトに従事する際には上記注意事項を順守する。また、確認したことを守ることができない場合は、学校がアルバイトの許可を取り消す場合もあることを承知する。

(8) 運転免許取得について

運転免許取得は、将来の進路選択の幅を広げるうえで、大きなアピールポイントになる。卒業後すぐに免許が必要な生徒で下記の条件を守れる場合に限り、「運転免許取得申請書」を受理し、自動車学校の教習を認めることとする。

【運転免許取得にあたっての確認事項】

① 自動車学校の教習を優先して学校を欠席、遅刻をすることがないようにする。

② 免許取得後は速やかに学校へ報告すること。

③ 運転は道路交通法を厳守し安全に行うこと。

④ 午後10時～午前5時(深夜徘徊の時間帯)の乗車は行わないこと。

⑤ 自動車やオートバイ等を運転して学校や実習先、競技場など学習活動の場所への移動は行わないこと。

⑥ 車検切れや任意保険(対人、対物保険)未加入の自動車やオートバイ等の運転は、絶対にしないこと。

⑦ 自動車やオートバイ等の貸し借りをしないこと。

⑧ オートバイ乗車の際は、必ずヘルメットを着用し、ケガを防ぐ服装にすること。

- ⑨ オートバイ乗車の際は、安全及び賠償上の観点から、2人乗りは行わないこと。
- ⑩ 自動車等を運転する際は、家族以外は同乗させないこと。

(9) 自転車通学について

本校周辺は交通量の多い国道がすぐ側にあり、交通事情は良いとはいえない。移動手段としての自転車は将来の進路の幅を広げるという観点において有効ではあるが、登下校の安全および昨今の自転車事故の増加という点から、原則認めないこととする。ただし、希望者に対しては、本人、保護者との個別相談に応じ、下記の諸条件を守ることができるケースについては、申請書等を受理した上で認めることもある。

【自転車通学許可条件】

- ① 保護者が自転車通学に同意し、生徒が確認事項を遵守するよう協力ができること。
- ② 交通ルールを守ること。（道路交通法の遵守）
 - ア 車道の左側を1列で走る。
 - イ 一人乗りで走行する。
 - ウ 夕方や暗い時間帯は、ライトを点灯する。
 - エ 交差点では信号を守り、一時停止、安全確認を行う。
 - オ 荷物や傘、携帯電話などを持っての運転や手を放すような危険運転はしない。
- ③ 自転車の点検をすること。
 - ア 乗る前にタイヤ、ブレーキなどの点検を必ず行う。
 - イ 空気もれやブレーキが利かないなどの不具合がある場合は通学で利用しない。
- ④ 自転車を安全に利用する前に行うこと。
 - ア ヘルメットを着用する。
 - イ 通学カバンは、背負うか荷台にしばりつける。（スポーツバッグは荷台にしばる。）
- ⑤ 校内での自転車の管理を自分で行うこと。
（学校では所定の場所に駐輪し、必ず施錠をする。）
- ⑥ 自転車の保険への加入をすること。
（対人、対物を対象とした個人賠償責任保険等で補償金額が無制限）
※ 本来は任意ですが、自転車による対人事故が増加し、賠償にかかる対応によるトラブルも増加しているため、本校においては、自転車通学の条件とします。
※ 登下校中の本人のけがは、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金が支給される。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規定
学校の管理下の範囲(施行令第5条第2項及び省令第26条 施行令第5条第2項第4号)

- ⑦ 自転車の装備等
 - ア 自転車には反射板（リフレクター）を装着する。
 - イ ハンドルやハブステップ等を含めて改造をしない。また、鋭利な突出物が無いことも確認する。
- ⑧ 事前に申請した通学路を通して通学すること。
- ⑨ 雨天時や自転車の不具合がある場合は、送迎などの代替手段で登下校をすること。

【自転車通学に関する手続き】

自転車通学は無断で行うことを禁じ、申請をする場合は次の書類を提出する他、本人、保護者、生徒指導部間で確認事項を確認することとする。なお、自転車通学申請は年度更新とする。

- ① 自転車通学申請書
- ② 自転車通学確認及び誓約書（その後、保護者と生徒指導部の両方で保管）
- ③ 任意保険のコピー（対人、対物を対象とした個人賠償責任保険等で補償金額が無制限）

【違反した場合の指導】

この規定および確認事項に違反した場合は、学校長から自転車通学を停止することもある

【その他】

以下の場合、速やかに学校へ報告すること。

- ① 交通事故や交通違反があった場合
- ② 自転車通学を止める場合

(10) 生徒の校外における活動について

校外における活動は、事件や事故に巻き込まれる恐れがある。そのことから、学校としては危険性を十分に理解したうえで指導を行う必要がある。

- ① 生徒同士での海水浴や釣りなど、海や川へ行くことを原則として禁止する。個人として行う場合は保護者の責任と許可の下で行う。
- ② クラスや部活動のキャンプや合宿など、宿泊を伴う行事は原則として禁止する。個人で行う場合は、保護者の責任と許可の下で行う。
- ③ 友人同士でカラオケ等娯楽施設に行く場合は、家族の許可を得てから出かけること。危険と思われる場所には近づかないこと。
- ④ 友人同士の金銭の授受および貸し借りはしないこと。

3 特別指導について

(1) 特別指導の対象となる事案

- ① 飲酒、喫煙、薬物乱用
- ② 無免許運転、無届けの運転免許取得
- ③ 窃盗、万引き
- ④ 暴力行為、いじめ
- ⑤ 不健全性的行為(交際のルール違反、みだらな行為、わいせつ行為)
- ⑥ 脅迫、恐喝行為(金銭の巻き上げを含む)
- ⑦ その他、学校の秩序を乱す行為(再三にわたるルール違反)や法に触れる行為)

(2) 問題発生時(指導)の手順

- ① 発見者から担任、生徒指導部への連絡。
- ② 当事者への事情聴取、事実確認。
- ③ 生徒指導部が、校内ケース会議を実施 → 指導方針を決定
(会議メンバー構成：担任、生徒指導部、部主事、教頭、校長、関係職員)
- ④ 指導方針(内容・方法)を学部職員に提案し、承認を得る。
- ⑤ 特別指導の際には、保護者への状況説明をし、理解を得てから行う。
(保護者呼び出しは、1回目 指導開始、2回目 解除の通達)
※ 問題行動の程度・内容にもよるが、基本的には①、②の段階で担任が事情聴取、状況把握、指導を行うものとする。担任での対応が難しいと判断された場合に、③の段階で生徒指導部が関わって行くものとする。
※ 個別指導を含む生徒指導は、担任あるいは担当教諭が行うことを基本として、生徒指導部はその補佐的な役割を担う。

(3) 特別指導が必要な場合の指導期間、指導内容について

- ① 初回2～3日程度、指導歴が複数回、及び重大な件については1～2週間程度を基準とする
- ② 奉仕作業、学習課題、体力作り、日誌指導などを中心に構成し、必要に応じて外部関係機関での指導を行う。(指導は懲罰的ではなく、本人が自分自身に向き合う時間になるよう取り組む。奉仕作業については、できるだけ一緒に取り組み、時間を共有する中で説諭等を行う。)
- ③ 生徒の指導歴、特性等を考慮して、最も効果的と思われる指導を組む。
- ④ 指導の際は、授業・校内行事等を考慮し、支障のないよう指導体制を組むこと。

(4) その他

特別指導後においても対象生徒が引き続き自覚をもって行動できるようにすることをねらい、指導解除後当面の間は、学校代表や校外での現場実習の対象とするかを審議して決定することとする。(その後の行動を観て判断することを対象生徒へ周知する)

4 懲戒・退学について

懲戒や退学は沖縄県特別支援学校管理規則第39条4項に該当するものについて、学部と管理者で審議し、校長の判断において行われる。言い渡しの際は保護者の出席を求め、校長が訓戒を与え退学に処する。

【 参考 】

(沖縄県特別支援学校管理規則)

- 第 39 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、児童又は生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- 2 校長及び教員が児童生徒に懲戒を加えるに当たっては、児童生徒の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。
 - 3 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。
 - 4 前項の退学は、高等部の生徒で、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
 - 5 第 3 項の停学は、小学部及び中学部の児童生徒に対しては行うことができない。
 - 6 校長は、生徒に懲戒による退学を命じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。